

わたしたちの鹿児島、 わたしたちで守ろう。

Let's protect Kagoshima's native species by ourselves.

» 外来種から鹿児島県の生物多様性を守るために

鹿児島県は南北 600km にも及ぶ県土や 3 つの気候帯を有しています。また、渡瀬線を挟んだ 2 つの生物地理区に属しており、鹿児島県の多くの島々には、固有種、希少種が生息・生育し、独特な生態系が存在します。このため、動植物が持ち込まれることで、生態系に影響を及ぼす侵略的外来種となる場合があります。

世界自然遺産登録を目指す奄美大島や徳之島のある奄美群島でも、外来種が野生化し定着することで、生態系への被害やそのおそれが生じています。

これらのこととを十分に理解し、安易に県内へ動植物を持ち込むことのないようにしましょう。

外来種被害予防 3 原則

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある
外来種を自然分布域から
非分布域へ「入れない」。



捨てない

飼養・栽培している
外来種を適切に管理し、
「捨てない」。



拡げない

既に野外にいる外来種を
他地域に「拡げない」。



» 外来種は悪者なの？

外来種は、意図的又は非意図的に自然分布域外に持ち込まれた生物です。被害を受ける在来種同様、生態系や人の生活環境への被害を防止するためには防除される侵略的外来種もまた「被害者」です。そのことを理解し、自らが新たな外来種問題の原因者とならないよう十分に気をつけましょう。



本県の外来種の詳しい情報については！

鹿児島県 外来種

検索

鹿児島県の外来種の詳しい情報については、鹿児島県のホームページをご覧ください。

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/gairai/index.html>



外来種をみつけたら速やかに封じよう！



鹿児島県にお住まいの方向け オキナワキノボリトカゲ 防除マニュアル

→ オキナワキノボリトカゲは県の外来種条例で指定外来動植物に指定されています。また、鹿児島県に影響を及ぼす外来種のリストにおいて、本県（奄美諸島を除く）に大きな影響を及ぼしており、緊急に防除対策が必要な種とする「緊急防除種」として選定されています。



鹿児島県
KAGOSHIMA PREFECTURE

オキナワキノボリトカゲってこんな生き物

オキナワキノボリトカゲ

学名: *Diploderma polygonatum polygonatum*

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
活動												
見つけ取り												

形態

全長20~25cmのトカゲの仲間です。頭や胴に不規則なウロコが並んでいます。足や尾は細く、指にはカギ爪が発達しています。オスは全体に緑みを帯びていて、頭尾方向に黄色い帯状の斑を持っています。メスの成体や幼体は緑みは弱いです。

生態

昼行性で、昆虫などの小動物を捕食します。主に樹上で生活を行いますが、地上にも降りることがあります。原産地では落ち葉、枯れ枝、岩の隙間、木の根元に隠れて越冬します。

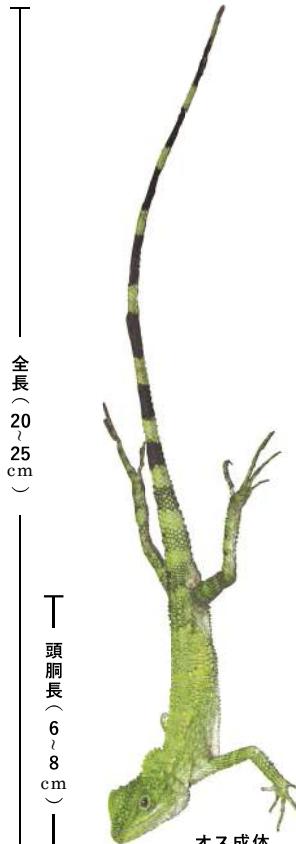
繁殖

4月~8月に浅い土の中に産卵します。1回の産卵で1~4個の卵を産みます。



メス成体

※オキナワキノボリトカゲのメスはオスに比べ、少し茶色が付いているのが特徴です。



オキナワキノボリトカゲ

オキナワキノボリトカゲによる影響

樹上性の昆虫類に対する捕食圧のほか、在来のニホンカナヘビ、ミナミヤモリ等と食性が類似しており、それらの競合による生態系の変化が懸念されます。

オキナワキノボリトカゲの防除方法

みだりに捕獲する行為は、生息範囲を広げてしまうおそれがあります。個体の捕獲に関しては、専門的な知識・技能が必要です。もし、見つけても安易に捕まえようとせず、行政機関等に連絡してください。

見つけても捕まえないで

捕まえたらいけないの？

- ・捕まえて他の場所に運んでしまうことで今はいない地域で増えてしまうかもしれません。
- ・歯が鋭いので、かまれると怪我をするかもしれません。



見つけたら？

現在、大学関係者や調査員がトカゲ調査や捕獲作業を実施している場所もあります。調査へのご理解・ご協力をお願いします。また、目撃情報を集めています。オキナワキノボリトカゲを見つけた場合はお知らせください。

目撃情報連絡先 鹿児島県自然保護課野生生物係 099-286-2111(代表)

県内での被害地域

県内の被害地域は指宿市、屋久島町です(2020年11月時点)。なお、奄美諸島、沖縄諸島に生息しているものは外来種ではなく、在来種になり、防除対象外です。

オキナワキノボリトカゲは、県の外来種条例で指定外来動植物に指定されています。指定外来動植物とは、本来存在しなかった地域に持ち込まれることで、生態系に被害を及ぼす種です。規制対象地域では、指定外来動植物の放出が禁止されています。